

新	旧	備考
輸出保証保険手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00030 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u> 輸出保証保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。 第1条 （略） （申込み） 第2条 入札保証について、輸出保証保険の申込みを行おうとする者は、入札締切日から起算して15日を経過する日までに別紙様式第1「輸出保証保険保険契約締結申込書」に次に掲げる書類を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。 一 第1条による内諾を取得した者にあつては内諾書の写し 二 入札概要書 三 輸出保証委託契約の内容を明らかにする書面 四 輸出保証書の写し 五 保証対象債務の内容を証する入札参加招請状の写し	輸出保証保険手続細則 平成13年4月1日 01-制度-00030 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 輸出保証保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。 第1条 （略） （申込み） 第2条 入札保証について、輸出保証保険の申込みを行おうとする者は、入札締切日から起算して15日を経過する日までに別紙様式第1「輸出保証保険保険契約締結申込書」に次に掲げる書類を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。 一 第1条による内諾を取得した者にあつては内諾書の写し 二 入札概要書 三 輸出保証委託契約の内容を明らかにする書面 四 輸出保証書の写し 五 保証対象債務の内容を証する入札参加招請状の写し 六 主たる債務と保証債務との関係、保証債務の終期又は消滅事由及	

六 主たる債務と保証債務との関係、保証債務の終期又は消滅事由及び保証の条件についての説明書並びにその内容を証する関係部分（原文と和文を対比させたものに限る。） 七 輸出保証の保証金額が外貨建てで表示されている場合には、当該通貨の輸出保証書の発行日及び保険締結申込日における銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。）の対顧客直物電信売相場又は対顧客直物電信買相場の表 <u>八 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日01－制度－00061）に規定するスクリーニングフォーム（ただし、保証債務の発生から終期又は消滅までの期間が2年以上の案件に限る。）</u> 2 契約履行保証又は前受金返還保証について輸出保証保険の申込みを行おうとする者は、輸出保証書発行の日から起算して15日を経過する日と輸出契約又は技術提供契約の締結の日から起算して1月を経過する日とのいずれか遅い日までに別紙様式第1「輸出保証保険契約締結申込書」に次に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。 一 第1条による内諾を取得した者にあつては、内諾書の写し 二 輸出契約等概要書 三 輸出保証委託契約の内容を明らかにする書面 四 輸出保証書の写し 五 輸出契約書又は技術提供契約書の写し 六 主たる債務と保証債務との関係、保証債務の終期又は消滅事由及び保証の条件についての説明書並びにその内容を証する関係部分（原文と和文を対比させたものに限る。） 七 輸出保証の保証金額が外貨建てで表示されている場合には、当該通貨の輸出保証書の発行日及び保険締結申込日における銀行の対顧客直物電信売相場又は対顧客直物電信買相場の表 <u>八 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日01－制度－00061）に規定するスクリーニングフォーム（ただし、保証債務の発生から終期又は消滅までの期間が2年以上の案件に限る。）</u>	び保証の条件についての説明書並びにその内容を証する関係部分（原文と和文を対比させたものに限る。） 七 輸出保証の保証金額が外貨建てで表示されている場合には、当該通貨の輸出保証書の発行日及び保険締結申込日における銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。）の対顧客直物電信売相場又は対顧客直物電信買相場の表 2 契約履行保証又は前受金返還保証について輸出保証保険の申込みを行おうとする者は、輸出保証書発行の日から起算して15日を経過する日と輸出契約又は技術提供契約の締結の日から起算して1月を経過する日とのいずれか遅い日までに別紙様式第1「輸出保証保険契約締結申込書」に次に掲げる書類を添付し、本店に提出するものとする。 一 第1条による内諾を取得した者にあつては、内諾書の写し 二 輸出契約等概要書 三 輸出保証委託契約の内容を明らかにする書面 四 輸出保証書の写し 五 輸出契約書又は技術提供契約書の写し 六 主たる債務と保証債務との関係、保証債務の終期又は消滅事由及び保証の条件についての説明書並びにその内容を証する関係部分（原文と和文を対比させたものに限る。） 七 輸出保証の保証金額が外貨建てで表示されている場合には、当該通貨の輸出保証書の発行日及び保険締結申込日における銀行の対顧客直物電信売相場又は対顧客直物電信買相場の表	
--	---	--

第3条～第20条 （略） <u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u>	第3条～第20条 （略）	
---	---------------------	--

別紙様式第11

輸出保証保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

輸出保証保険手続細則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間 (見込)
3. エビデンスの確保状況
(別添として、エビデンス等を添付して下さい。)
4. 損失防止軽減義務の履行状況

保 険 証 券 番 号		
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
被 保 険 者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
輸 出 保 証 の 相 手 方	(ハイヤーコード:)	国又は地域 (国コード:)
保 険 事 故 該 当 金 額		
損 失 発 生 (危 険 発 生) 通 知 日	年 月 日	
備 考	(連絡先)	

別紙様式第11

輸出保証保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

輸出保証保険手続細則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間 (見込)
3. エビデンスの確保状況
(別添として、エビデンス等を添付して下さい。)
4. 損失防止軽減義務の履行状況

保 険 証 券 番 号		
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
被 保 険 者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
輸 出 保 証 の 相 手 方	(ハイヤーコード:)	国又は地域 (国コード:)
保 険 事 故 該 当 金 額		
損 失 発 生 (危 険 発 生) 通 知 日	年 月 日	
備 考	(連絡先)	

承認証

年 月 日

上記の輸出保証保険における保険金請求期間
の猶予期間設定申請は、

申請のとおり承認します。
次の条件を付して承認します。
承認しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第18

輸出保証保険権利行使等委任状

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名

印

当社は、別紙に記載する債権（以下「当該債権」という。）について、以下の内容に合意の上、輸出保証保険約款（以下「約款」という。）第23条第4項又は第24条第3項及び輸出保証保険手続細則（以下「手続細則」という。）第19条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第4条の損失額に保証債務の履行日の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）の前日までの期間に応じ貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日01－制度－00058）に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

別紙様式第18

輸出保証保険権利行使等委任状

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名

印

当社は、別紙に記載する債権（以下「当該債権」という。）について、以下の内容に合意の上、輸出保証保険約款（以下「約款」という。）第23条第4項又は第24条第3項及び輸出保証保険手続細則（以下「手続細則」という。）第19条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第4条の損失額に保証債務の履行日の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）の前日までの期間に応じ貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日01－制度－00034）に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息（保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。）を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(支払計画の変更) 3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る支払条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。 (回収に係る権利行使の復委) 4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。 (権利行使等の委任の解除) 5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が弁済されない場合、日本貿易保険は、約款第23条第4項又は第24条第3項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。 (2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款第23条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。 (その他) 6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。 (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。 (注1) 2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。 (注2) 同算式中、第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。) ・「付保損失額」…保険契約上の損失額 ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額 ・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額 ・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)	(支払計画の変更) 3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る支払条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。 (回収に係る権利行使の復委任) 4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。 (権利行使等の委任の解除) 5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が弁済されない場合、日本貿易保険は、約款第23条第4項又は第24条第3項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。 (2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款第23条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。 (その他) 6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。 (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。 (注1) 2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。 (注2) 同算式中、第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。) ・「付保損失額」…保険契約上の損失額 ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額 ・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額 ・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)	
---	--	--